

自由討論

稲生 1月に出された提言「いかにして平和を守るか」は改憲問題に対して一つの対案だ
と思う。現憲法はどのようなものかということと、なぜ改憲しなければならないのか、の理
由が朦朧としているが、井原さんの「いかにして平和を守るか」(提言)も、憲法問題で憲
法改正の問題の一つの対案だと思う。

今の日本国憲法の特徴は、「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」。基本的人権、
それは当然福祉の問題をはらんでいる。戦争放棄、これは平和問題、9条の問題と大きな
関わりがある。国民主権は当然外交問題にもかかわる。

安倍政権は九条も変えたいと考えているわけだが、なかなか手が付けられないので、「集
団的自衛権」を閣議決定して、戦争ができる国になろうと目論んだのである。憲法や周辺
の法律をいじることなく、9条を変える、変えないの議論に関係なく進められているとい
うことだろう。憲法いじらなくてもちっとも構わない、という前提があるみたいだ。とに
かく日本の憲法は国の根幹を決める中心の思想である。それをどういう方向に変えようか
といたら、私はやっぱり全体として戦争ができる国にしようということによって変えて行こう
としているのだと思う。国民主権や福祉、そういうものを犠牲にしないと戦争のできる国
にならない。これは旧憲法のことを考えてもわかる。そこのことをしっかり見ていかないと
何で改憲するのかという事の答えにならない。

憲法変えようというのは民主主義を否定しようというものである。根幹的な考え方を否
定しようとしているという問題がある。そこのところを見ていかないといけない。という
意味で井原さんの民主主義というのを前面に出していくと、憲法の問題に繋がる大きな指
摘があると思う。

改憲論者がよく口にすることは「今の憲法は時代に合わなくなった」。「時代遅れだ」な
どとおっしゃる。それなら、いまどのような時代だと認識して、どういうふうに変えよう
としているのかはつきりして欲しい。9条を変えて、戦争を始めるということになると、
人権とか福祉とか地方自治とかとかの考え方を曖昧にして、国民の権利を縮小して、情報
を与えないでということでおかしなことにならざるを得ない。お話の中で治安維持法と
か国家総動員法とかいう言葉が出てきたが、国家総動員に近い法律をくっつけたら、いつ
でも国民の権利は剥奪できる。いかにして平和を守るかという前提は、いかにして平和憲
法を維持するかという基本的な問題に関わってくると思う。

えらい過激な事を言ってるようだが、安保関連法案は大変困ったものだとすることを知
らねばならないと思う。

竹下 自民党が憲法の草案を出している。各政党が対案を出せと言っている 憲法変えな
くていいという党は対案を出さなくていいのじゃないか。対案を出す気がないと言え
ばいいのだ。変える気がないから出さないのだ。彼らの手に乗って憲法の改正案を出
す気はないと思うのだが、それがちょっとわからない。

河井 その通りだと思う。

竹下 今私が一番注目している憲法学者に石川健治東大教授(「立憲デモクラシーの会」の
発起人の一人)がいる。彼がいろいろ言っている中で、今回の新安保法案の成立は、多数

の国民が反対の中で、屁理屈にも等しい理論で国会の多数を恃み、憲法違反の法律を憲法改正もしないで行った。

これは安倍内閣のクーデターであり、これにより過去の政府に対しても、これまでの法規範的な連続性を切断する行為をおこなった。

我々がずっと維持してきた日本国憲法の体制の連続性、法的な連続性が断たれてしまった。そして理屈が突破され、失われた物は大きい。

また、今回のクーデターによって安保法案反対の人も、賛成の人も敗れた。立憲デモクラシーを掲げる近代民主主義国家において立憲主義はすべての党派を超えて守るべき最低のラインである。(以上、石川健治の講演から要約)

京大に佐々木惣一という先生がいた。彼は、東の東京大学憲法学者美濃部達吉と並んで、京大を中心とする西の憲法学者の旗頭である。憲法学者の間では、逐条的に深く条文を掘り下げて研究した第一人者である。そして立憲主義を掲げ闘ってきた人である。彼の立憲主義に関する考え方が簡明にして解りやすいので紹介する。

「政治はもとより憲法に違反してはならない。しかも憲法に違反しないのみをもって、直ちに立憲だとはいえない。違憲ではないけれども、しかし非立憲だとすべき場合がある。立憲的政治家たらんとする者は、実にこの点を注意せねばならぬ。違憲とは憲法に違反することをいうに過ぎないが、非立憲とは立憲主義の精神に違反することをいう。違憲はもとより非立憲であるが、しかしながら違憲でなくても非立憲であるという場合があり得るのである。いやしくも政治家たる者は、違憲と非立憲との区別を心得て、違憲はもちろん、非立憲にならないようにせねばならぬ」。

石川健治さんが立憲主義の先達として佐々木さんについていろんな人物論を発表しておられるけれど、近日「佐々木惣一が読む憲法 13 条」の本が出版の予定と聞いたが、是非読んでみたいと思っている。

河井 現在活躍しておられる方か。

竹下 佐々木惣一さんは亡くなられたけれど、石川健治さんは、小林節さんとか木村草太さんとかいろいろおられるけれど、井原さんぐらいの年かな、ちょっと若いかな、ちょっと理屈っぽくて難しいのだが、権利、権限とかいうことについて割といいことを言っておられる。

津田 私はこれを読んで素直に入ってきた。そう疑問に感じなくて、そういうことだろうなあと思った。今おっしゃったようなこともあるのかもしれない。もしそういう事で反論を受けた場合には、そういうことをしっかり持つておかないといけないと感じる。

稲生 よくグローバル社会だと言われる。グローバルな目で見ると物を見直していかなくちゃいけないというふうな言い方をする人がある。グローバル社会になって、いま人権とか平和とかそういう問題を考えるとき、平和の問題、人権問題、民主憲法、ちっともずれて



ない。

竹下 この前の安保法制でも、日本を取り巻く環境がおかしくなったという。それは言葉だけの問題であって、オーストラリアかどこかで、どこの国が平和であるかという事のランクづけをすることをした。日本は8番目だそう。アメリカあたりは110番とか。一番がどこかという、アイスランドとか北欧の国々だけ、日本は世界をリードしている中で、それをつかまえて何で日本を取り巻く安全環境が危なくなったとか、あんな屁理屈をつけて、そういう評価が出ているんだったら、やっぱり今まで日本がやってきたことは、憲法変えたり9条変えたり、そういう、必要ない事をやっているのじゃないかと私は疑っている。

河井 現実と憲法がずれているということについて、面白いなと思ってここに渡辺治さんの文章を引用した。これについて意見を聞かせてもらいたい。(p. 1の引用文を読み上げ) 憲法と現実はもともとずれている。そこに緊張関係が出て、国が間違った方向に行かないということである。憲法と現実の間には常に一定の距離があることを認めている。これをどう思うか。

竹下 ここの「企業」というのは何か。

河井 個人や政府だけでなく企業も協力しなければいけないということだろう。企業も政府もそちらの方向へ向かって頑張らなきゃいけないというのを示したのが憲法であるということだろう。しかし現実はそのまで行ってない。距離がある。そういう距離は常にあるという事を言いたかったのではないか。だから憲法が現実とずれていると言って騒ぐべき事ではないということ言いたかったのだろう。

稲生 私は政権のやり方が現実とずれていると思う。そういう意味で安保関連法案を出していくわけだが、この関連法案は憲法に照らせば大間違いだ。だから井原さんが「いかにして平和を守るか 提言」を出したとき、これが憲法改正に対するアンチテーゼであると思った。だから憲法を改正しちゃいけないという政府の主張を、この「提言」で変えることもできるのではないかと理解した。だから安保法をみんなにPRして、なんでこうなるのかという事をもっと学習しなければいけないと思う。

河井 憲法には理念を書くべきなのか、現実のルールとして規定すべきものなのか。現実からあまり離れないほうがいいものなのか。それとも動かない理念をそこへきちっと示しておかなければいけないのか。

井原 渡辺さんのこの3行は、どのように考えてるのかちょっとわからないのだが。2005年の本で、昔の本ではない。だから今の憲法改正の話も頭に入れて、9条のことも頭に入れて、意識して書いている。憲法には理念を書けばいいというものじゃない。それは学者の領分だから。現実には我々が目指すべきものと言うか、国のあり方というか、その原理を書くべき物である。ただそれがすべて実現されていくものなのかどうかということは、なかなかそうもいかない場合もいっぱいある。

9条の問題、自衛隊の問題はものすごく大きい問題だから、それ以外にも基本的人権にしても、いっぱい起きている。憲法による原則はあっても、現実にはそれを制限したりとか、基本的人権が行われなかったりとか、いろんなところで制限はある。だから常に緊張関係にあるという事も言える。現実を憲法に合わせていくようにする。理念に近づけて



いく。そこでいつも緊張関係にある。民主主義だ、国民主権だといったところで、全然まともな民主主義になっていない。国民主権になっていない。我々が不断にそれを守っていくしかない。そういう意味で常に緊張関係にあつて、憲法の条文がまだ十分実現されてないという事もある。単なる理念、遠い将来のことを書いたものではなく、現実の世の中で我々が大切に守っていかなくちゃいけないということが書いてあるわけだから、単なる 100 年後のことを書いてあるわけではない。そういう意味、こういうものだと思う。

現実がずれているから憲法を変えればいい、そういうものではない。一番最後に書いてあるように「平和主義はまだなかなか難しいかもしれないけれど、まさにそれを目指していくべき方向であれば、そういう方向で努力をしていかなければいけない」ということだ。

河井 憲法と現実が離れていること自体が悪いわけではない。

井原 離れたりくっついたり、常に憲法と現実とは離れたりくっついたりしている。

稲生 裁判をやるたびにそれが問題になる。

井原 それを我々が努力して実現に向けて努力していかなくちゃいけない。常に努力をしていかなければ、どんどん離れていく。今そういう状態にあるかもしれないけれど、どんどん離れていってしまうのかもしれない。その典型がこの間の「集団的自衛権」なのかもしれない。閣議決定で変えてしまうのだから乖離（かいり）が大きくなった。

津田 今の議論は9条を変えるということだろう。9条の戦争放棄だけれど、これは本当に当たり前のこと。過去の戦争で攻められた戦争というのはほとんどない。（戦争は）強い方が（勝算があるから仕掛け、勝って利を得る）弱い方を叩く。今まで世界で戦争でやってきたこと。植民地化が典型的な例。

河井 こちらが出かけてやった戦争だ。最初に日本が攻められたのは蒙古来襲の時だけだ。

津田 弱い相手だから侵略するということではないかと思う。そういった意味では「戦争の放棄」というのは非常に重要な言葉だと思う。それとよく言われるのが、攻められた時に、憲法にもない、法律もないという議論がある。憲法や9条が常識と乖離しているというふうに言われるけれど、攻められた（戦争を仕掛けられた）場合には、憲法とか法律とかいう、そういう概念ではない、そういうものを超越した事態となるわけだから、それがずれているという考え方は、私は少し理解できない。先日、『中国新聞』に安保法制のことでアメリカの人が、中国新聞の「平和こう」というコラムに書いてあったことがある。どうということかということ、「戦争法案、これはいいことだ。ただ9条は守らなくちゃいけない」というふうに書いてある。非常に矛盾したこと。これはまさにアメリカが日本に要求してることである。日本は戦争をするな。でもアメリカの戦争にはついて来い、ということだ

ろうと思う。一緒に出かけて行って平和に貢献するという法律を作ったことはいいことだということだ。非常にアメリカ的思考である。

井原 今津田さんがいわれたこともそうだが、自衛権の行使はいいのだという事で、それを書こうとしているじゃないか。それから国防軍を持とうとしている。普通に考えたら、自衛のための軍隊ならしょうがないじゃないかと言われている。でも自民党の憲法改正草案では、自衛権もきちっと書いてる。国防軍も作っていく。ことに憲法9条の下での今の自衛隊の今の解釈では、同じ自衛という言葉は使っても、ものすごい制約がある。津田さんがいわれたように、本当に攻められたときに反撃するというのは、憲法に書くまでもなくやむを得ない措置、正当防衛として、個人で言えば正当防衛だけれど、しょうがない措置だから、憲法に書く以前の問題だという考え方で、一応そういう解釈で、そういう反撃が認められる。自衛の権利が認められるということになっている。でもはっきり自衛権を認める、国防軍を持つと書く趣旨は、自衛権じゃなくて、もっと幅広い自衛権の行使を認めようとしている。過去の戦争というのは、攻撃するんだけど、侵略戦争と銘打って戦争する場合はほとんどない。すべていちゃもんつけて、自衛のためということで戦争してる。そういうことができるように、自衛という言葉で普通の戦争ができるように軍隊を持てるようにしようとしている。津田さんがいわれた、本当に攻められたときの戦争は、憲法に書くまでもないということがある。今我々もそう解釈している。そういう前提になっている。それを憲法に書いてしまうということは、幅広い自衛という名目での戦争を認める型になってしまう。

津田 先程ワイマール憲法が法律でなし崩しになったという話を聞いた。簡単に崩れるという話を聞いたので、そういった意味で今の自民党の改正草案で憲法を変えるということは危険なことだと思う。他のもっと違った考えだと思っている方がいるかもしれないが(自民党の問題点に気付かない)、少なくとも自民党の改正案というのはとんでもないこと、当てにはならないことだと私は思う。河井さんの原稿をメールでいただいて読んだのだが、私の理解できる範囲で見ると非常に良いことが書いてあるのではないかなと思う。

「表現の自由」のところが抜けていた。それを今日付け加えたとおっしゃったので、それ以上言う必要はない。

もう1つ、4ページの日本の戦争放棄の少し上のところに「叫んで仆(たお)れた」とある。「仆れた」という漢字が難しい。辞書で引けばこの場合はこの漢字が一番いいようだ。現代語の「倒れる」じゃあ意味が通じない。ただ若い人に読んでもらうものだと読めないかなと思う。

井原 なかなか個別のところまで踏み込まないところがあるが、最初稲生さんがいわれたけれど、自民党の草案と比較して議論してるわけだから、個別にはいろんなところで自民党の法案がおかしいと書いてあるが、全体と結論はもうちょっと明確に。前段はズレが生じたからという事で議論している。ほとんどの国民は憲法改正しなければいけないと思っていない。自民党の人たちが特にズレがあると思ってるわけじゃないか。その意図が何なのかとという事を少し煮詰めてみたい。現実とずれてきたから改憲論が出たという事ではない。自民党はそういう意図を持って改正しようとしている。日本のあり方を変えようとしてるんじゃないか。稲生さんがいわれた、或いは議論になっている、9条が大きな中心

になるかもしれないと思うのだが、それを解明していくみたいなこと、問題意識を提起して、個別の条文ではなくて、個別の立憲主義、基本的人権、そういう大切なことを議論して、最後に自民党の改正草案というのは、大ざっぱに言って昔の古き良き時代の天皇を中心とした国に重きを置いた、そういう国を目指し、今の国のあり方を否定しようとしている、ということなので、絶対にそういうことはすべきではないとか、全体にそういう文にしたらどうか。もうちょっと明快に改正草案が目指してるものをあぶり出すみたいに。それぞれのところではされているわけである。

河井 この課題が出てきたとき、自民党の改正草案が出たからそれを細かに検討してみたらという事で問題提起があったと受け止めた。そこで個別にみてどこに問題があるのかということ、はっきりさせることをまずやっておこうかと考えた。何で急いで変えようとしてるのか。何をしようとしてるのか。これは次の議論の問題になろうかと思う。こういう問題があるから、その背後で何を考えているかを考えていかなきゃいけない。それをここで同時に問題とするか、それとももうひとつ次の段階でどなたかに議論してもらおうか。やっぱり一本化したほうがいいのか。

井原 ここまでやったなら、結論として自民党の改正草案は、こういう事を目指していると思われると書けるんじゃないか。そして最後は、今の憲法を大切にしていかにいかなきゃいけないとすればいい。そんな国は嫌だという結論になるんじゃないか。

竹下 この会がこういう基本的なことをいろいろやっていただいたのはものすごくありがたいことだが、一般の政治家や学者が言っているレベルはあるんだろうと思うけれど、我々市民が何を訴えたら一番、憲法に対する、改定に対する意見になるかということを出された方がいいのではないか。

河井 あれもこれも問題になることを全部拾うのではなくて、こことここを強調するとか。

竹下 極端なこと言ったら、9条の問題は押さえなきゃいけない。それと例えば緊急事態条項。これを下手に運営すると、政治がおかしくなる前に、国が滅ぶところまで行き着くんじゃないか。それがドイツの「全権委任法」や、大日本帝国における天皇統帥権というか、3軍の権力を預けると言うか、統帥権という問題になった時に、やっぱり長い歴史を基本的に見たときに、そういう事が国を滅ぼしていくのではないかと思うので、もう少し掘り下げるのなら、今の「緊急事態」をもう少し掘り下げて、例えば戒厳令に結びついて、どういう権力者の手によって押さえられてゆくのか、それが国の滅びに繋がっていくかということ、一つの考え方として主張すべきではないかと思う。

稲生 今の統帥権の問題は非常に大きな問題で、あれを利用して自由にできるということがある。明治憲法下の統帥権の問題は、結局おかしな形で使われてしまった。

竹下 司馬遼太郎さんがいろいろ書いたのは、日本の近代化がうまくいった。それには統帥権がうまく関わっているという理論だったようだ。ちょっとした埋め込めというか、地雷じゃないけれど、そういうものが一番怖いという事を肌で感じたことについて、市民の立場というのとはわりと感覚的には持っていると思う。

河井 私は憲法が全然わかっていないという負い目があって、逐条的に問題になるのはどこかというのを拾い上げるというやり方をした。これも問題だろうなということをお互に並列に並べ立てたような扱い方になっている。これを少しセレクトして、重点的にここと

ここが問題なのだというふうに絞り込んでやるのが重要なのだなと今思うが、例えば司法の問題は全くわからないので何も触れていない、これも弱いなということも心に引っかかっている。

竹下 もう1つ引っかかっているのは、憲法の違憲は最高裁が決めることだといつも自民党は言っている。だけど、最高裁が統治行為論によって逃げるとするのは、かりに自民党の憲法が草案どおりに出来上がって、憲法と改憲は最高裁がやっていく。最高裁の長官は、総理大臣が任命する。その最高裁を選ぶことと、統治権が使えないということは、必ず憲法に対する違憲立法審査ができると言わなきゃいけないという項目を挙げ、考えなくちゃいけないんじゃないかと思う。

稲生 最近 NHK スペシャルで面白いのをやった。司馬遼太郎の「国のかたち」というのか、「この国のかたち」というので特集でやった。あれでなかなか面白いこと言っていると思ったのは、日本人はともかく、立憲主義の体験がないという事を言っていた。当然の話だが、自分たちの町を自分たちで守るといふ地方自治の考え方はそこから出てこない。だから言われる通りにやってくのがならい性になってくる。

竹下 彼は公の意識が強く、そういうことによって個というより国家というものが意識的に考えられる。それが国民という事ではないかという事を言っておられた。

河井 「公」の意味はどこかで押さえておかなきゃいけないと思う。「公の秩序」の意味。「公共」とは一人一人がお互いのことを考えるところから出てくるものである。下から出てくるのである。国民の上に「公」というものが出てくるのではない。井原さんがそのことをおっしゃった。改正草案の「公の秩序を害する団体」を認めないという事はあり得ない。これは津田さんが言った「表現の自由」の問題につながる。どこまで絞ったらいいのか。どこを削ったらいいのか。難しい。プリントの、枠の中に入れた「見だし語」を見ていただきたい。

稲生 これは演説の見だし語という事で考えていたが、これを提言と考えるのか。私はこの項目を生かしてこの次の説明をもっと簡潔にまとめたらいいと思う。

河井 勿論そのつもりである。偉い人にも文句を言わせないするために、しっかり押さえておかなきゃいけないと思うと、こういうことを並べ立てるようになった。

井原 立憲主義のところの歴史的経緯は詳しすぎる。ほとんど1ページ使ってる。

坂本 私はこんな難しい集いはしない。立憲主義というものはどういう意味なのか、みんなうっすらわかっているが、誰か近所のおばさんに、どう考えたらいいかねと聞かれて説明できないというようでは困るので、難しいことは、こういう意味ですよという事を書いたらどうかなと思う。さっき（渡辺治の文章のなかの）「企業」というのがあったが、憲法に照らし合わせれば、三菱でも日本製鋼でも軍備に関わるものを作っている。武器みたいな。憲法に照らして考えてみたら、作ることがどうなのかということで理解したのだが。うちの子供が小さい時に「日本は戦争しないよ」と教えたけれど、「あれは嘘だね」という。テレビに映ってる。戦争する道具が何なのだという疑問を出してきた。小さい子供でもそういうところから紐解けば、憲法に対する疑問にも対応できるんじゃないか。近所のおばちゃんが憲法を変えてもいいじゃないかという。それにきちんと対応できない。今立憲主義がちゃんと説明できる人は1割ぐらい。近所の人に今の憲法のどこがおかしいんですかと

いったら、ここがおかしいから変えたらいいということは説明できない。それをわかってもらえるように書いたらどうかと思う。

竹下 安倍さんが一番憲法変えたらいいという論拠として「押しつけ憲法」というのをすぐ言われる。これは案外一般の人には受ける。1週間か2週間ぐらいで1部のアメリカ人が、一部の人間が何日かでこれをでっち上げて、無理やり作られたんですよ、という言い方をする。それは違う。押しつけ憲法じゃない。ハーグ条約によって占領軍が憲法を作ってはいけないというのがあるらしいが、そういうふうに占領軍が作った憲法だから今の憲法はだめだという事になる。中身はどうでもいいのだ、彼らにとっては。そういう人たちを啓蒙するというのはおこがましいけれど、みんなに訴えていくというのも我々の仕事ではないか。一つのミッションとして考えたらいいような気がする。そういうのが我々の地に着いた運動という気がする。

稲生 押し付けか押しつけでないかの議論は、私は不毛だと思う。今まで本を読んできて孫崎さんなんかの本もそうだが、押しつけの仕方がどうか、いろいろ検討しなきゃいけないところがある。押しつけられたかどうかというよりも、良いものはいいという見方をしたほうがいいと思う。

竹下 それが本来である。

井原 坂本さんの意見もそうだが、みんなでチラシを作ろうとかそういうことはあまりやってない。

河井 提言の形で4ページぐらいにまとめたい。

井原 それを又わかりやすいチラシにして更に配るというものではない。

津田 若い人に読んでもらって欲しいと思った。

井原 ここは一応4ページぐらいのきちんとしたものを提言として作ろうというのが河井さんの考え方だろう。後それをどのように加工するかということもあるだろうが。

河井 井原さんの「いかにして平和を守るか 提言」あれは非常によかった。

井原 さっき見出し語の話になったけれど、基本的なものに絞ったらいいかもしれない。立憲主義と基本的人権、憲法の3大原則を中心にして、それから、緊急事態法、立憲主義と国民主権、基本的人権、平和主義、それから、緊急事態が言われてるから。それくらいでもいいかなと思う。

河井 今の基地問題でいうと、地方自治が気になって仕方がない。

井原 ここに書いてあるけれど、これだけで地方自治がないがしろにされていると言えるものでもない。要するに大きな草案として、一つの国家法みたいなものを作ってそれが実現できるように、戦争ができるように、基本的人権とか主権とかいろんなことを制限できるように持っていったるんじゃないかと思う。そういう国家像にしようとしていると思う。

河井 それでは何を残すか。立憲主義の定義が必要だろう。2番目の基本的人権も必要だろう。

井原 5番目は特別に出すのでなくて、基本的人権のところを持って行って書けばいいのではないか。公の秩序も主に基本的人権のところに出てくる。

竹下 例えば「公共の福祉」というのがある。権利間の調整に公共を使おうというのが基本ではないか。

井原 それがここに書いてある。

竹下 自民党案の「公の秩序」とは全然違う。国家がやりたいことを国民に押し付けるために使われるのではないか。それが一番の問題だ。

井原 そのことを明確に書かれていると思う。基本的人権のところだと思う。別に項目を立てて出す物ではない。基本的人権のところ、今の憲法は「公共の福祉」ということでやると書いてあるが、自民党の法案では「公の秩序」を出している。5番目のところには「基本的人権」ということがいっぱい出てくる。

河井 「第1章 天皇」はどうするか。

井原 天皇は元首天皇が明治憲法に逆戻りと書いてある。今でも元首とは書いてないけれど、今でも日本の元首は天皇ではないか。総理大臣ではない。ここに元首の権限として信任状を出すとか、元首の権限がある。今でも天皇はやっている。大使が来た時も国事行為として、総理大臣じゃなくて天皇がやっている。あれが元首の仕事だろう。だから今の憲法には元首と書いてないけれど、総理大臣が元首ではなく、天皇が元首なのでしょう。

津田 自民党案は天皇元首にし、憲法の制限を受けない。しかし何の権限もない。だから、河井さんが「天皇に対して、影響力を及ぼすことのできる人」とやわらかく表現したけれど、時の政権の思惑通りになる、軍部の思惑通りになるということは考えられる。やっぱり抜けないのではないか。

井原 だからそれは国民主権の考え方とも関連がある。国民主権のところ、書くのかなと思う。

河井 国民主権の考え方からすると天皇元首説は妥当でないと言う風を書くか。

井原 そこまで言えるかどうかわからないから、その恐れがあるとか。明治憲法の元首とは違うわけだろう。さっき言った「統治権を総攬する」とか、そこまでは書けない。

坂本 憲法上は元首ではないけれど、国際社会では我が国の元首は天皇とされているとすればいい。憲法上ではそうはなっていない。明治憲法の時から変わって、いまそうはなっていない。

井原 国賓で招くのは天皇だけれど、言いたかったのは、天皇を元首にすると、それで国民主権が全部だめになってしまうと言う事ではない。「そういう恐れが出てくる」というぐらいでいいと私は思う。

河井 統治権総攬となる恐れがあるということだろう。国民主権のところ、天皇元首のことを入れるのがいいだろう。

坂本 「憲法で元首を定めなくても、すでにそうなっているから定める必要はない」と国会で、参院議院内閣委員会で、答弁している。

井原 元首的な役割を果たしているわけだから。いいと思っている。それをもっと明確にしようとする。天皇中心とした、明治憲法の天皇を中心とした形に少しでも近づけたいとしているのだけれど、国民主権の原則までそこで捨て去ることはできないから、国民主権のところ、元首というのを置こうとしてる。

津田 「第9章 緊急事態」で、内閣総理大臣（首相）が「統帥権」を持つことになる。元首には権限がないが、法の上に立つ人、首相が権限を持たない元首を傀儡で使えば、全部権限がそろってしまう。自民党の改正案ではそこがどうも引っ掛かる。危惧のしすぎだと

言われたらそうかもしれないが。

井原 第99条「憲法尊重擁護の義務」に書いてある天皇が、改正草案では外れているわけだ。津田さんが言ったような、そこに危険性があるということじゃないか。

河井 現憲法に書いてある「天皇」を、改正草案では消しているのだ。

津田 そのときの内閣がすべて掌握する。

井原 その辺の危険性のことを書けばいい。

河井 国民主権というところに結びつけて、そういうことがあるよと書けばいい。

井原 大統領が元首であるということが書いてあるではないか。

河井 元首というのは英語で何て言うのか。

竹下 “head of the state”。天皇の統治と君臨というのがある。今天皇に対して君臨ということは認めている。君臨しても統治する。

稲生 「君臨すれども統治せず」という。

竹下 疑ってかかれればかなり穴もあるし、おかしいところもある。それを見抜くことも必要だ。法律というのは、法律家というのはずるいからね。

井原 そういう危険性を言うと、憲法の擁護義務も書けないというのは。天皇を外しているというのなら、そのことを書けばいい。

津田 最初から最後まで何かできるようになっているが、しっかり押さえておかんといかんのではないか。前と後と（部分部分では見えないことがありそう）読んでみるとつまづくことがある。

河井 改正草案の第5条に天皇は国事を行うが、「国勢に関する権能を有しない」と書いてある。これは現行憲法第4条と同じ規定である。これで免除されるのかな。国民主権と基本的人権は別に扱わないといけないだろう。

井原 そこは分けたほうがいい。国民主権というのは民主主義の原則を定めたものと、どこかに書いてある。

竹下 国民主権と立憲主義は分けて考えたほうがいい。今は国民主権という事が認められているけれども、だんだん・・・。

井原 今坂本さんがいわれたけど、立憲主義というのは国王とかを縛るものだ。憲法は国王の絶対権力を縛るものとして、立憲主義という概念が出てきた。それが歴史の経過である。その頃はまだ民主主義ではなかった。国王に憲法を守らせる。その時代が過ぎて、民主主義になったけれど、やっぱり民主主義から出たものとして憲法はできている。立憲主義と国民主権は一体のものではないか。ただし以前は貴族の権利を守るものだったかもしれない。

河井 ジョン王の頃はそうであったようだ。

井原 立憲主義というのは、日本の憲法の中に書いてあることではない。国民主権は「日本国憲法」の三大原則の一つであり、立憲主義はその前提となる考え方である。

河井 国王だけでなく。

井原 歴史的には国王だけけど、今は政治権力を縛るものであって、国民を縛るものではない。

河井 二番目に国民主権に行く。権力者を縛る主体は国民である。国民が独裁者を縛る。

井原 立憲主義という観点から言ったら、一つは小林節さんが言っているように、立憲主義を理解していないような政権が憲法改正するというのは、危なっかしくてみておれないということになる。そういう議論もある。無茶苦茶な憲法改正になってしまう。政治権力を縛る憲法でなければいけないという、立憲主義への理解を持っているような政治権力であれば、国民の縛るような憲法は作らない。そんな原則を無視して、国民を縛るような憲法改正をしようとしてるわけだから、立憲主義を理解していない政治家に憲法改正をやらせるのはとても危険で、そんなものをやらせるべきではないと言っている。そういう議論もある。それから、立憲主義の原則からみたら、国民を縛るようなことがいっぱい出てくるわけだから、そんなことは立憲主義から見ておかしいということを主張することもできる。それと、国民主権と基本的人権と平和主義と緊急事態と、ただ、国民主権を縛るような規定があったらどうか、改正草案の中に。そこがちょっと気になる。

河井 それはないだろう。それは否定できないから。ただ緊急事態のところには出てくる。

井原 それは緊急事態のところで書けばいい。

河井 歴史認識と同じで、国民主権は確認されている。それを忘れてはいけないという事を謝るくらいだろうか。

井原 改正草案の中には国民主権を制限するような規定はないのだったか。

河井 改正草案の前文の冒頭に「国民統合の象徴である天皇を戴く国家であって、国民主権の下、立法、行政および司法の三権分立に基いて統治される」とあり、憲法の規制を受けない「天皇」を「国民主権」の上に置いているということか。

井原 そこに触れる必要があるのか。

河井 それから「国旗」と「国歌」。戦時中は国旗と国歌で国民主権が制限されていた。「大君の辺にこそ死なめ、かえへりみはせず」(海ゆかば)。歴史上は制限されることがあった。国旗、国歌を「天皇」の章に入れている。そこが問題だ。なぜここに入れなければいけないのか。国旗と国歌をなぜ天皇に結びつかなければいけないのか

稲生 それもその通りなんだけど、そここのところを憲法に規定する必要があるのか。

井原 国民主権と元首のところを一緒に書けばいい。天皇元首制度は国民主権とは違うものになるおそれがあるということ。

河井 その次が基本的人権。基本的人権は本来は立憲主義の中に入らないんだけど、井原さんが説明したように、歴史的には立憲主義の中に含まれてきたという考え方があるので、ついごっちゃになってしまう

井原 立憲主義に含まれるのではなくて、憲法の中身になるということだ。基本的人権と立憲主義は別ではないか。

河井 次に戦争放棄をどこまでやるかだが、難しいところだ。

竹下 憲法9条を書くとしたら、自衛隊なら自衛隊をどこまで認めることができる、というような考えをまとめたらいんじゃないか。

河井 まるっきり自衛隊否定ではなくて、程度の問題か。僕は自然災害に対する防衛という意味では認められるだろう、なるべくそちらの方に行くべきであろうという含みを持たせた。

竹下 東日本災害のとき自衛隊を動員しなければいけなかった。そのために「緊急事態」

を、国内の治安などのついでに自衛隊がやるとなった。戒厳令と結びつけると問題だけれど、それに似たことを権力者がやる。

河井 それをうまく利用しようとしている。

竹下 長谷部さんのように、緊急事態を憲法に入れてはいけないという人がある。緊急事態は緊急事態法というのをつくれればいい。簡単にできることをあえてなんで憲法の中に入れるんですか。憲法の中に入れるということの重要さというものを……。憲法の中に入れるとそれが常態化する。

河井 緊急事態を憲法に規定すると、これまで「基本的人権」などいいこと言っておきながら、ここでひっくり返してしまうことになる。

河合 「緊急事態だー」と言っ。上の方で憲法の大事なことをいっぱい言っおきながら、「緊急事態だー」といっ、上に規定されたことものがないうことになっしてしまう。

河井 上というのう何か。

河合 「基本的人権」とか、そういう大事なものについての規定。

河井 そううことが改正法案の「緊急事態」に書いてあるわけだ。それじゃあ、これまでいったい何を言っただという事になる。第1条から長々と書いてきたことが、ここで全部無視されることになる。

竹下 ある期間委任期間を与えるというのなら。常態化した状態に繋がるというのでは、ちょっと考えなきやいけない。一定期間ある人に権力を与えるといううことで説明するんだらうけれど。

河井 そうう規定にはなっっていたと思っ。

改正草案第98条「百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を越えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない」。

稲生 安保の問題で補足した時に、とにかく国を守る、国内だけを守る災害は別にする、という案を出していたと思っのだが、それをどうう形で憲法に乗せていくかは又別だらう。そこで言葉をしっかり詰めていかなければいけないと思っ。

井原 最後に「災害対策法等の法規によるべきだらう」と書いてあるが、ちょっとわかりにくい。災害防衛もしなければいけないという名目で、自衛隊や国防軍が正当性を持って位置付けられてゆくということなんだらうか。それが戦争に使われてしまうということか。

河井 もし自衛隊とは別のところで自然災害に対処するということになったら、自衛隊は結局戦争やるしかないということになる。自衛隊の軍事性が浮き彫りにされてしまうことを嫌がるのではないか。

井原 結局は、国防軍とか自衛隊を認める、国防軍を保持することを書こうとしているのだらう。国防軍を保持することを憲法に書こうとしているのだから。自然災害というレベルのものではなく、国防軍を作らうということである。

河井 それでは国防軍で自然災害に備えるのはいけないと書くべきなのか。

竹下 緊急事態というのう三つあっ、外から攻められ、内乱、それから自然災害。それを新しく憲法に「緊急事態」として入れるべきか、それはわからん。そうう事だから何とかこれで行くのではないか。

井原 今竹下さんが言っている、自衛隊の災害救助のことを、「緊急事態」のところで書く

のだったら、緊急事態内容ということで書けばいい。災害を中心に政府がいうわけだから、「緊急事態」なんかを憲法に規定する必要はない、災害対策基本法で十分だとか書けば、「緊急事態」の章はいらないということが言える。最後の「緊急事態」のところはちょっと気になった。

河井 戦争の放棄のところを自然災害について書いたのが適当でないということだろう。

井原 ここには何も書いてない。災害対策などということは。それが理由に使われるというのはわかるけれど。緊急事態の中では戦争とかテロとか自然災害とか書いてあるけれど、余りにも弊害の多い「緊急事態法」というものを入れるのではなく、別の法規でやればいいということだろう。

河井 東日本災害のときに自衛隊が出動し、拍手喝采だった。そういうことでうまく利用されるおそれはある。

津田 自然災害に対する出動は武器を使わない。だから良い、とかいうことになった。軍隊を災害救済に派遣するという事は、世界のどこにもなかった。軍事力を持った軍が簡単に移動できるのは危険だと感じていたからではないか。日本を見習って行うようになった。本来は武力を持っているものが簡単にどこでも移動、出動できるというのは危険でおかしい。だから知事や首長の要請という基準を設けている。

稲生 以前、軍隊を持たない国を紹介したけれど、軍隊は持たないで、災害については別の決まりを持っていた。そこんどこへ位置付けたら言う必要ない。絶対軍隊を持たなきゃいけないということを否定しているのだから、武力としての軍隊をどうするかということとはもっと議論しなければいけない。それを憲法に入れるべきかと言う問題もある。災害とか国防とか、どういう言葉を使って入れるのかという問題でもある。

白木 なぜ安倍政権でこういう話が出ているかという。安倍さんが特に言っているのは、国民の安全を達成するために憲法を変えようとしている。個人の生活を安定させるために、と説明してる。その理念そのものは（今日の話と）一致しているわけだ。武器を持たずして安定を得ようとする方法。自衛隊も、外から攻めてきたときに守るための武力を持っていなければいけない。なんで話がこうおかしくなるのか。さっきの話で統帥権とか変な力を持っているとき、いざ戦争になると、こうした方が安全であるということになる。本当につながってだんだん拡大解釈されるようになるということが危険であり、そもそもの間違い。それをどう避けるか、切り崩すかということだろうと思う。平和憲法の中でも解釈で許された、守るための軍隊、自衛隊を持っている。それで十分ということを確認することなのかなと思う。出かけて行って人を殺すということをやってはいけませんということなのかなと思う。同じことを言っているわけだ。生活を守る、命を守ると言ってるから。

例えば北朝鮮がロケットを打ちあげた。日本も又その後ロケットを打ちあげた。NHKでもどこでも、北朝鮮がミサイルを打った。日本もロケット発射したという。政府が言わせているに違いないんだけど。それは平和のためだという。この二つの言い方はどこかが矛盾してる。なんでそう言うのかなというのが正直わからなかった。たまたま日本はブラックホールの観察のためにロケットを発射したのだが、これに原爆をつけようと思ったら簡単に付けられる。どこの国でも攻撃できるような武器になる。その線引がどうなのかなと考えながら話を聞いていた。

河井 マスコミの報道にも問題がある。

津田 安保理で北朝鮮のミサイル発射禁止の決議をした。だから北朝鮮はミサイルの発射ができない。ミサイルもロケットも同じ技術だ。北朝鮮がロケットと言っても、ミサイルの試射であるというのが、安保理を含め世界の認識である。

白木 日本は安保理に沢山お金を出している。北朝鮮が衛星を射つのなら、あちらの方向ではおかしいとある批評家は言われた。軌道に乗ったかどうか判らないが、乗ったかもしれない。中国が作ってる人工衛星のコンピューター部品の一部は日本で作っている。

河井 「提言」では「第8章 最高法規」と「結論」を一緒にしてもいいだろう。

自由討論発言者

稲生 慧	岩国市岩国	坂本千尋	廿日市市桜尾
井原勝介	岩国市今津	白木茂美	岩国市平田
河合建夫	周防大島町西安下庄	竹下義隆	岩国市元町
河井弘志	周防大島町日前	津田利明	岩国市桂町